

日本年金機構の主要統計(平成23年度版)

(平成24年8月15日公表)
【平成23年度末現在の情報を掲載】

【適用・徴収関係】

(単位:人、箇所、円)

① 被保険者・事業所情報 (平成23年度末現在)	国民年金		厚生年金保険								
	被保険者数		適用事業所数		未適用事業所数(注)	新規適用事業所 【年度計】	全喪事業所 【年度計】	被保険者数			標準報酬月額の 平均(船員含む)
								船員を除く		船員	
	1号(任意含む)	3号	船舶所有者除く	船舶所有者				男子(坑内員含む)	女子		
		19,044,336	9,777,986	1,740,357	4,670	246,165	69,719	56,845	22,188,309	12,273,139	53,388

(注) 未適用事業所：①雇用保険と厚生年金保険の適用事業所のデータを突き合わせ、雇用保険が適用されているが、厚生年金保険が未適用の事業所。
②新規設立法人情報と厚生年金保険の適用事業所のデータを突き合わせ、新規設立法人であるが、厚生年金保険が未適用の事業所。

【徴収関係(納付状況)】

(単位:万円、万人)

② 国民年金保険料納付状況	保険料納付状況(平成24年4月末現在)					国民年金保険料 納付対象者数	口座振替による 納付者数	保険料未納者数
	平成23年度			過年度				
	納付月数	納付対象月数	納付率(23年度)	納付率(21年度)	納付率(22年度)			
	9,407	16,042	58.6%	65.3%	62.2%			

※現年度分の保険料納付状況は、平成24年4月末納付期限の平成23年4月～平成24年3月分のものである。
※過年度分の保険料納付状況は、平成21年度分：21年4月～24年3月末まで、平成22年度分：22年4月～24年3月末までの納付率である。
※国民年金保険料納付対象者は、第1号被保険者から法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年納付猶予者を除いた者である。
※保険料未納者は、直近24ヶ月分(平成22年4月～平成24年3月)の保険料が未納となっている者である。

(単位:千円)

③ 厚生年金保険料徴収状況(累計)	保険料徴収状況(平成23年度)				
	徴収決定済額	収納済額	不納欠損額	収納未済額	収納率
	23,958,128,643	23,469,880,054	38,000,179	450,248,410	98.0%

【年金給付関係】

(単位:人、円)

④ 国民年金年金受給者情報 (平成23年度末現在)	合計		老齢給付		障害給付		遺族給付	
	年度末現在	平均年金月額	年度末現在	平均年金月額	年度末現在	平均年金月額	年度末現在	平均年金月額
	29,121,706	54,704	27,260,520	53,370	1,744,078	73,816	117,108	80,424

※「国民年金受給者」とは、旧法抛出国民年金と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せしている方を含む。(※その他、平成24年3月末現在の老齢福祉年金受給者：3,145人)
※「平均年金月額」は、決定済年金額の年金受給者ベースの月末現在のものであり、繰上げ・繰下げによる増減額を含む。

(単位:人、円)

⑤ 厚生年金保険年金受給者情報 (平成23年度末現在)	合計		老齢給付		障害給付		遺族給付	
	年度末現在	平均年金月額	年度末現在	平均年金月額	年度末現在	平均年金月額	年度末現在	平均年金月額
	30,479,039	105,347	A …… 13,831,488 B …… 11,339,414	A …… 152,396 B …… 55,784	384,247	105,277	4,923,890	87,332

※「厚生年金保険受給者」とは、旧法と新法厚生年金保険の受給者の合計であり、新法厚生年金保険の受給者には同時に新法基礎年金を受給している方を含む。
※「平均年金月額」は、決定済年金額の受給者ベースの月末現在のものであり、在職による一部停止額及び繰上げ・繰下げによる増減額を含む。
※「老齢給付」は、A：老齢相当(被保険者期間が20年以上、中高齢特例の適用)、B：老齢相当以外のものである。
※【平成19年4月1日施行】厚生年金保険・国民年金の年金受給権者からの申出による年金給付の支給停止件数は、395件である。(平成24年3月末現在)

(単位:万件、億円)

⑥ 厚生年金保険・国民年金の支払件数・金額 (平成23年度合計)	合計		金融機関(ゆうちょ銀行を除く)		ゆうちょ銀行	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	36,658	419,924	27,642	306,329	8,656	84,483

※支払金額の「合計」は、「金融機関(ゆうちょ銀行を除く)」と「ゆうちょ銀行」のほか、外国送金等を含む。

【その他のサービス】(平成23年度送付(発行)分)

(単位:件)

⑦～⑫ 各種お知らせ等	⑦年金請求書の事前送付 (A4版請求書)	⑧65歳年金請求書 (はがき)	⑨老齢年金のお知らせ (はがき)	⑩年金加入期間の確認に ついて(はがき)	⑪69歳到達年金未請求者への お知らせ(はがき)	⑫ねんきんネット ユーザIDの発行
	1,632,281	1,125,561	213,928	142,471	19,224	733,095

※⑦は、年金支給年齢到達をもって受給権が発生する方に、氏名、生年月日及び年金加入記録等を記載した年金請求書を60歳または65歳到達月の3ヶ月前に送付。
※⑧は、60歳到達後に老齢厚生年金を受けている方が65歳になったときは、60歳前半分の老齢給付に代わって、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けることが可能となるため、年金請求書(はがき)を65歳になる誕生月の初旬に送付。
※⑨は、60歳到達後に受給権が発生する方(60歳到達時には、基礎年金番号で管理している厚生年金保険の期間が12月未満の方)に、65歳からの老齢基礎年金のこと等のお知らせを60歳到達月の3ヶ月前に送付。
※⑩は、日本年金機構で管理している年金加入期間のみでは、受給資格が確認できない方に、年金加入期間の確認を促すご案内を60歳到達月の3ヶ月前に送付。
※⑪は、日本年金機構で管理している年金加入記録のみで年金の受給資格期間を満たしながら請求を行っていない方に、年金請求を促すためのお知らせを69歳到達月に送付。
※⑫は、日本年金機構のホームページからユーザID・パスワード等を入力ログインすることにより年金加入記録等がいつでも閲覧可能となる「ねんきんネット」のユーザIDの発行件数。